

■(仮称)箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業(第2期) 実施方針に関する質問・意見に対する回答

No	該当箇所			質問	回答
	資料名	頁	項目		
1	実施方針	3	第1 1 (5) ① 事業の範囲	地区内デッキと駅前広場を活用したイベントの実施にあたって、交通動線の安全確保等を考慮した場合の運営・維持管理の手法、在り方については総じて事業者の提案に委ねられるとの解釈でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりですが、運営・維持管理業務開始前に、安全確保等の考慮も含めた運営・維持管理についての事業計画書を作成していただき市の承諾を受けていただきます。
2	実施方針	3	第1 1 (5) ① 事業の範囲	※3 自主事業は、地区内デッキと駅前広場を活用した、まちの賑わいに寄与するソフト面の事業(イベントの実施等)の提案を求めるとされているが、駅前広場の形状は、イベントの開催に適した公園のような形状であり、自動車やバス、タクシーなどが入るバスロータリー、タクシープール機能は無いものと理解してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	実施方針	3	第1 1 (5) ① 事業の範囲	大阪大学箕面キャンパス移転プロジェクト検討業務委託報告書P53に記載されている概算事業の算出において、駅昇降口が記載されていますが、実施方針には記載がありません。駅昇降口は本事業に含まず、別途出件される予定でしょうか。	ご理解のとおりです。
4	実施方針	3	第1 1 (5) ① 事業の範囲	「駅舎駐輪場は機械式立体地下駐輪場により整備する」とあり、入札公告において要求水準書により提示するとありますが、500台を収容する機械式立体駐輪場とは、そのような仕様のものか教えて下さい。維持管理費用が高額となり利用料金収入での黒字化が難しくなり、応札が困難になる可能性があります。	駅舎駐輪場は、水平方式の駐輪機械で、コンピューター制御による自動運転により自転車を搬送・保管する全自動の多段式機械式駐輪場を予定しており、出入庫装置・昇降装置・受渡装置・走行台車装置及び保管棚で構成する駐輪機械とする予定です。 駐輪場の利用はICタグとICカードにて行うため、駐輪機械を一括管理する管理システムを導入するものとし、管理システムは利用者受付・利用者検索・帳票機能等を備えたものとする予定です。 また、車高検知・車長検知・後ろかご高さ検知・侵入検知等の異常検知に必要な安全装置を備えていただく予定です。 なお、緊急時に備え、24時間365日体制でトラブルが発生した場合にも迅速な対応が可能な体制を整えていただく予定です。 上記以外の詳細は、要求水準書においてお示しします。
5	実施方針	4	第1 1 (7) SPCの収入	施設の整備にかかる対価のうち、交付金及び地方債の対象となる部分については「建設時期に毎年度で支払い」とありますが、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう)の保証を条件として、各年度毎の工事代金(支払代金)の一部を前払金として支出することをご検討いただけないでしょうか。 もしくは、初年度の支払(=1回目の対価の支払)について、保証事業会社の保証を条件とした前払金の支出とすることはできないでしょうか。前払金として支出することにより、諸事情から事業契約が解除となり箕面市に過払状況があった場合、保証事業会社から過払金の弁済を受けることができ、箕面市としてメリットがあるのではないのでしょうか。	一つの意見として承りますが、詳細は入札公告時の特定事業契約書(案)でお示しいたします。
6	実施方針	4	第1 1 (7) ② 施設の運営・維持管理業務に係る対価	デッキ下駐輪場、駅舎駐輪場の収入を主に運営・維持管理業務の経費として充てるよう想定されているように読めますが、その他市が想定している地区内デッキ、駅前広場における収入源となりえる利用料金収入についてご教示ください。	地区内デッキ、駅前広場は、まちの賑わいに寄与するソフト面の事業(イベントの実施等)の提案を期待しています。そのため、地区内デッキ、駅前広場の貸付料金や、地区内デッキ、駅前広場を活用した、自主事業(事業者自らの責任と独自財源により実施)の収入を想定しています。

■(仮称)箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業(第2期) 実施方針に関する質問・意見に対する回答

No	該当箇所			質問	回答
	資料名	頁	項目		
7	実施方針	4	第11(7)② 施設の運営・維持管理業務に係る対価	施設の運営・維持管理業務に係る対価については、SPCが利用者から徴収する第2期公共施設群の利用料金により賄う予定とされていますが、利用料金を徴収する施設は、デッキ下駐輪場と駅舎駐輪場という理解でよろしいでしょうか。 またSPCが地区内デッキと駅前広場を活用して自主事業を行う場合、SPCは地区内デッキと駅前広場を箕面市から無償で借り受けし、イベント運営者に有償で貸し出して、利用料金を徴収してよろしいでしょうか。 上記が可能な場合、利用料金の設定は、条例等を制定し、議会の承認が必要でしょうか。また、現在想定されている設定金額等あれば教えて下さい。	利用料金を徴収する施設は、デッキ下駐輪場、駅舎駐輪場、地区内デッキ及び駅前広場となります。地区内デッキ、駅前広場においては、施設の貸付料金や、施設を活用した自主事業の収入を想定しています。 利用料金の承認については、ご理解のとおりです。 また、利用料金の設定については、利用者サービスの向上や施設整備の充実など、施設を最大限に利用するための大切な財源の一つとなることから、市内の類似施設の現行の利用料金にとらわれることなく、利用料金を提案していただきますが、市内の類似施設の利用料金を下記のURLに記載していますので参考としてください。 【参考】 ・かやの広場(http://www.city.minoh.lg.jp/koutuu/carpark/carpark.html#kayano) ・箕面駅前、牧落駅前、桜井駅前駐輪場(http://www.city.minoh.lg.jp/koutuu/jitensha.html)
8	実施方針	4	第11(7)② 施設の運営・維持管理業務に係る対価	「運営・維持管理業務に係る対価は、利用者から徴収する利用料金で賄う予定とし、黒字相当額の一部を市へ納付することを期待する」とあるが、駐輪場の運営収入にて黒字化することは難しいと考えます。SPCを運営する費用も含め、一部サービス対価を市から受領できるよう検討して頂けないでしょうか。	一つの意見として承りますが、詳細は入札公告時の入札説明書でお示いたします。
9	実施方針	13	第28 SPCについて	SPCは、箕面市内に設立し、事業期間中は移転しないものとされており、SPCの所在地を本事業の建設予定地の住所地として登記することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりで問題ありません。
10	実施方針	16	第42 自主事業について	地区内デッキ、駅前広場において、自主事業として自動販売機を設置することを提案してもよろしいでしょうか。	提案していただくことに差し支えありませんが、自主事業については事前に市の承諾を必要とします。 また、自動販売機を設置する場合は、箕面船場駅前地区デザイン指針、都市景観形成地区(箕面船場駅前地区)の景観計画・都市景観条例を遵守していただく必要がありますのでご注意ください。 【参考】 箕面船場駅前地区デザイン指針(https://www.city.minoh.lg.jp/machidukuri/senba-design.html) 都市景観(https://www.city.minoh.lg.jp/business/keikan/index.html)
11	(別紙-1)	2	施設設備等の損傷	デッキ下駐輪場、駅舎駐輪場は、外部に開放されている施設であり、文化ホール等のような屋内施設に比べ、利用者、来街者その他の行為により、施設が破損、損傷するリスクが高いと考えます。 駐輪場における駐輪場の利用者、来街者その他の行為による施設損傷で、原因者が特定できない場合、修繕費用は市の負担とすることでよろしいでしょうか。	(別紙-1)リスク分担表に示すとおり、ご質問いただいた施設損傷が管理上の瑕疵によるものであれば事業者負担、管理上の瑕疵によらないものであれば協議事項とさせていただきます。 また、施設損傷等の保険により費用化できるリスクはできる限り保険を付保してください。
12	(別紙-1)	3	運営リスク	施設整備にて自転車1,458台以上、原付495台以上の駐車台数を設置する為、運営期間中の放置自転車、放置原付等が相当数発生することが予想されます。 箕面市自転車等の駐車秩序の確立に関する条例第12条2項に、自転車の放置が確認されてから処分できるまでの期間が45日間と、長期に亘ることが記載されており、事業者(SPC)の収益を圧迫する可能性があります。 自転車の放置が確認されてから処分できるまでの期間の見直し等、別途設定して頂けるようご検討願います。また、処分することが決定した際の処分費の負担の考え方も合わせて教えて下さい。	放置禁止区域における放置自転車・ミニバイク(以下、「放置自転車等」という。)の取り扱いについては、区域内に放置されている放置自転車等を発見した場合、放置自転車等に対して市が放置自転車等である旨を警告し、警告後一定期間経過後に撤去します。撤去した自転車は45日間、自転車保管場所にて保管し、保管期間を過ぎた自転車は処分することとしています。 なお、(仮称)箕面船場駅前周辺は、現時点で放置禁止区域となっておりませんが、駅開業後に放置禁止区域とする予定です。 また、施設内における放置自転車等の取り扱いについては、施設内に放置されている放置自転車等を発見した場合、放置自転車等に対して施設管理者が放置自転車等である旨を警告し、警告後一定期間経過後に市が撤去します。 そのため、放置自転車の処分業務をSPCに実施していただく予定はありません。 【参考】 放置自転車に対する対策事業(https://www.city.minoh.lg.jp/dourokanri/houtijitanshataisaku.html)